

第12回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和3年6月25日(金)
- 2 開閉時間 午後5時00分開会 午後6時00分閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 13人
1番 寺崎秀子 2番 小野寺昭一 3番 坂上 修 4番 佐藤美頭雄
6番 開澤克明 7番 山崎禎彦 8番 鈴木英博 9番 松田直人
10番 相澤峰基 11番 北村浩光 12番 皿永和美 13番 舟根 禎
14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 5番 斉藤哲子、
- 6 会議出席 岡野事務局長、石塚主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 10番 相澤峰基、12番 皿永和美
- 9 議事内容
報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第2号 農業経営改善計画認定申請に係る意見について
報告第3号 農業経営改善計画の認定通知について
議案第1号 別段の面積の区域指定について
議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

10 議事録本紙

- 議長 これから、第 12 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。
会議の成立ですが、現在の出席委員数は 13 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。
諸般の報告です。
(会長行動等を朗読で報告)
- 議長 日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。
本会議の議事録署名委員は、10 番委員、12 番委員にお願いします。
- 議長 続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」から日程第 4 報告第 3 号「農業経営改善計画の認定通知について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。
- 主事 それでは、議案 2 頁をご覧ください。
報告第 1 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」でございます。
農地転用のための権利移動に係る届出を受理し、農地法施行規則第 52 条の規定に基づく、受理通知書を交付しましたので、報告します。
議案は 3 頁、4 頁をご覧ください。
番号が 1 番、2 番の 2 件でございます。
土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、土地所有者、転用者については議案に記載のとおりです。
1 番及び 2 番について、転用の目的は、住宅の建設です。
転用基準の区分は、市街化区域であるため、転用許可を必要としない案件になります。
また、転用の理由についても、住宅の建設であることから、基準を満たすものと判断します。
位置図については、説明資料の 1 頁に載せてありますので、ご確認願います。
以上について、届出を受理し、受理通知書を交付したことを報告します。

続きまして、議案 6 頁をご覧ください。
報告第 2 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見について」でございます。
農業経営基盤強化促進法施行規則第 14 条第 1 項及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 5 の 4 の (5) ①に規定する農業経営改善計画認定申請に係る意見について、専決処分したので報告します。
議案 7 頁、8 頁をご覧ください。
番号が 17 番から 24 番までの 8 件の申請がございました。

続きまして、議案 10 頁をご覧ください。

報告第3号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は11頁から14頁までをご覧ください。

先ほどの報告第2号で意見した8件について、通知があり、受理しています。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりでございます。

報告について以上です。

議長
委員
議長
議長
局長

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第5議案第1号「別段の面積の区域指定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

それでは、議案16頁をご覧ください。

議案第1号「別段の面積の区域指定について」です。

農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の区域指定について、審議願います。

議案17頁をご覧ください。

1番の1件、1筆でございます。

農地の所在、地番、地目、面積、所有者については、議案の記載のとおりでございます。

説明資料の2頁に航空写真、3頁に現地写真、4頁に調査書を載せてありますので、ご確認ください。

1番について、令和3年4月23日付けで申請があり、集積又は集約に適さない小規模な農地として、受理しています。

別段の面積の指定については、「農地の集積又は集約に適さない小規模な農地の取得に係る要領」に基づき、調査確認をしています。

説明資料の4頁の判断要件調査書により、8項目の判断要件を調査しています。

農地の集積又は集約に適さない小規模な農地であるかについては、利用調整組合に確認しています。

今回申請のあった面積が1筆で244㎡、家庭菜園の範囲と判断しています。

以下の詳細についてはご覧いただいた内容になっています。

1番については、現在のところ、対象農地の隣地を所有する方が取得を希望している状況です。

以上から、事務局では別段の面積を認められると判断しています。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第1号「別段の面積の区域指定について」説明が終わり

ましたので審議いたします

質疑ございませんか。

委員
議長

無しの声

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第1号「別段の面積の区域指定について」認める方は挙手をお願いします。

委員
議長

全員挙手

はい、議案第1号「別段の面積の区域指定について」は、認めると決定しました。

議長

続きまして、日程第6議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

局長

それでは、議案18頁をご覧ください。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画について、鷹栖町長から計画の適否を求められましたので審議願います。

議案は19頁、20頁をご覧ください。

番号が45番の1件ございまして、新規の契約でございます。

利用権を設定する農用地、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の住所及び氏名、設定する権利の内容は議案に記載のとおりです。

位置図は、別冊、説明資料の5頁、調査書が6頁に載せてありますので併せてご確認願います。

説明は以上です。

議長

それでは、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

委員
議長

無しの声

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」認める方は挙手をお願いします。

委員
議長

全員挙手

はい、それでは議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」は、認めると決定しました。

議長

日程については以上になります。

その他に入ります。

局長

はい、議案21頁その他の、次回の定例会についてです。

次回、第13回の日程ですが7月26日（月）の17時00分からの開催で考えていますがよろしいでしょうか。

議長
委員
議長

よろしいですか。

問題なしの声

それでは、7月26日（月）の17時00分からでお願いします。

局長 続きますして、2番の「鷹栖町農業委員会特別委員会委員及び鷹栖町農業委員会農業後継者対策推進委員の選任について」でございます。

農業委員の2名の補充がありましたので、委員会の委員の選任をお願いします。

議長 事務局一任でよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

局長 開澤委員は、後継者対策推進委員、西永委員は、特別委員でお願いします。

続いて3番の「鷹栖町農業委員会委員の担当区域について」でございます。

農業委員の2名の補充がありましたので、担当区域の指定をお願いします。

議長 私に任せてもらってもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 北野地区が、斉藤委員、山崎委員、鈴木委員、舟根代理、鷹栖地区が、寺崎委員、佐藤委員、開澤委員、松田委員、相澤委員、中央北斗北成地区が、小野寺委員、坂上委員、北村委員、西永委員でお願いします。

局長 続いて4番の「農地移動適正化あっせん経過報告について」ですが、本日配布しました資料をご覧ください。

1番から9番までの9件を受理しています。

あっせん委員の指名をお願いします。

議長 私が指名してもよろしいですか。

委員 異議なし。

議長 1番は、7番委員、8番委員、13番委員、2番は、4番委員、10番委員、3番は、11番委員と私、4番は、2番委員、3番委員、5番は、2番委員、3番委員、6番は、1番委員、5番委員と私、7番は、2番委員、9番委員、8番は、7番委員、8番委員、13番委員、9番は、12番委員と私でお願いします。

局長 主な関係機関の日程については、記載のとおりでございますのでご確認ください。

私からは以上です。

議長 それでは、以上をもって第12回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。